

## 窓口負担割合見直しについて

### 1. 内容

一定以上の所得がある被保険者は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割に見直される。

概要は、別紙リーフレット「一定以上の所得ある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります」(厚生労働省作成)のとおり。

### 2. 対象者 後期高齢者医療制度の被保険者の約20%

### 3. 制度改正施行日 令和4年10月1日

### 4. 制度改正に伴う措置・対応等

#### (1) 被保険者証の2回交付

被保険者証には窓口負担割合が記載されている。

被保険者証の年次更新(令和4年8月1日)の2カ月後が制度施行日(令和4年10月1日)となったため、令和4年度のみ、年次更新として8月1日に有効期限2カ月のものを交付し、制度施行対応として10月1日に有効期限10カ月のものを再交付すると言うもの。2回とも全被保険者分の被保険者証を交付する。

#### ① 1回目：制度施行前の年次更新

- ① 発送時期：従来どおり(令和4年7月上旬)
- ② 有効期限：2カ月(令和4年8月1日～令和4年9月30日)
- ③ 窓口負担割合表示：1割、3割

#### ② 2回目：制度施行に伴う再交付

- ① 発送時期：令和4年9月上旬
- ② 有効期限：10カ月(令和4年10月1日～令和5年7月31日)
- ③ 窓口負担割合表示：1割、2割(新設)、3割

## **(2) 負担割合2割対象者への配慮措置と高額療養費事前申請勧奨の実施**

### **① 配慮措置の実施**

2割負担対象者に対し、急激な負担増で必要な受診が抑制されることのないよう、特に影響が大きい外来療養にかかる1カ月分の負担増が最大3,000円に収まるように高額療養費を支給する「配慮措置」が実施される。

- ・実施期間： 施行後3年間（令和4年10月1日～令和7年9月30日）

### **② 高額療養費事前申請勧奨の実施**

「配慮措置」により初回申請の急増等が予想される。

それに対し、高額療養費が初回申請・口座登録を行えば2回目以降の支給申請が不要となる仕組みを利用し、制度施行前に、あらかじめ高額療養費の事前申請を行っていただくよう勧奨を実施し、対象者の口座情報を支給事由発生前に登録することで、迅速かつ確実な高額療養費の支給につなげる。

- ・対象者： 2割負担対象者のうち、高額療養費の有効な口座情報の登録がない者
- ・発送時期： 令和4年9月頃（予定）
- ・申請期限： 令和4年12月28日（予定）

## **(3) 周知・広報**

市町広報誌・ホームページへのリーフレット掲載、厚生労働省コールセンターの設置、医療機関や薬局等へのポスター配布等により実施予定。